厚生労働大臣 殿

異議申立て及び執行停止の申立て書

行政不服審査法第6条の規定に基づき異義申立てをするとともに、同法第34条第2項の規定に基づき当該処分の執行の停止を申し立てます。

1. 異義申立て人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

氏名: ⑤ (歳)

住所:

2. 異義申立てに係る処分

年 月 日付 発第 号により通知を受けた行政文書 開示決定処分。

3. 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

- 4. 異義申立て及び執行停止申立の趣旨及び理由
- 5. 処分庁の教示の有無及びその内容 (有・無)

「この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異義申立てをすることができます。なお、行政不服審査法第34条第2項の規定により、開示の実施を停止しようとする場合は、開示を実施する日の前日までに開示決定処分の執行停止の申立てをする必要があります。」との教示があった。